

# 地方税制参考資料

總務省自治稅務局

# 目 次

## 〔所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応〕

- 現に所有している者の申告の制度化（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 使用者を所有者とみなす制度の拡大（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

## 〔未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し〕

- 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し等（案）・・・・・・・・・・ 4

## 〔地方法人課税〕

- 電気供給業に係る法人事業税の収入金額課税の見直し（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の拡充等（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

## 〔地方のたばこ税〕

- 軽量の葉巻たばこの課税方式の見直し（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

## 〔地方譲与税〕

- 森林環境譲与税の増額（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 航空機燃料譲与税の譲与割合引上げの延長（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

## 〔主な税負担軽減措置等〕

- ローカル5Gの設備に係る課税標準の特例措置（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 農業協同組合等が認定就農者に利用させるために取得した償却資産に係る課税標準の特例措置（案）・・ 14
- 一体型滞在快適性等向上事業（仮称）の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置（案）・・ 15
- 浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置（案）・・・・・・・・・・ 16
- 新築住宅に係る税額の減額措置の適用期限の延長（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 新築の認定長期優良住宅に係る税額の減額措置等の適用期限の延長（案）・・・・・・・・・・ 18

## 〔納税環境整備〕

- 地方税共通納税システムの対象税目の拡大（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

## 〔地方税における基幹税務システムの標準化について〕

- デジタル・ガバメント実行計画（令和元年12月20日閣議決定）（抜粋）・・・・・・・・・・ 20
- 地方税における基幹税務システムの標準化について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

# 現に所有している者の申告の制度化(案)

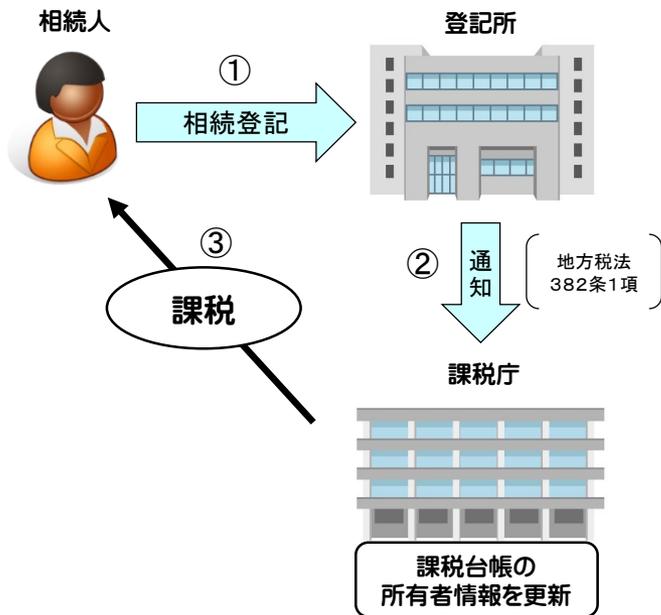
## 現状

- 課税庁は、「現に所有している者」(通常は相続人)の把握のため、法定相続人全員の戸籍の請求など、調査事務に多大な時間と労力。
- 納税義務者特定の迅速化・適正化のため、独自に、死亡届の提出者等に対し「現に所有している者」の申告を求めている団体も多い。 →実効性を高めるため、申告の制度化の要望

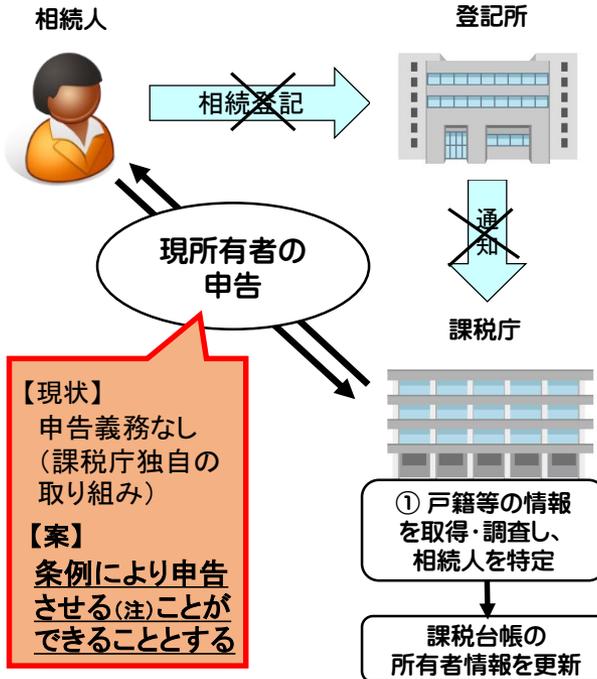
## 案

- 登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現に所有している者(相続人等)に対し、市町村の条例で定めるところにより、氏名・住所等必要な事項を申告させることができることとする。

### (相続登記がされている場合)



### (相続登記がされていない場合)

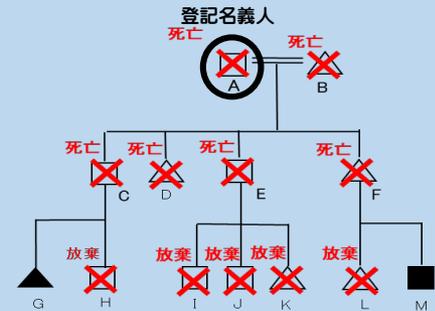


(注1) 固定資産税における他の申告制度と同様の罰則を設ける。

(注2) 令和2年4月1日以後の条例の施行の日以後に現に所有している者であることを知った者について適用する。



### 相続人の調査(イメージ)



#### (調査内容)

- 登記名義人及び全ての法定相続人(子、孫など)の本籍地から戸籍を請求し、相続人を調査
- 特定した全ての相続人について、家庭裁判所に相続放棄の有無を確認

## 使用者を所有者とみなす制度の拡大(案)

### 現状

- 固定資産を使用している者がいるにもかかわらず、所有者が正常に登録されていない等によって、調査を尽くしても所有者が一人も特定できないケースが存在。また、使用者からも調査に協力を得られない等、所有者特定に支障。
- 現行法では、震災等の事由によって所有者が不明の場合に使用者を所有者とみなして課税できる規定があるが、適用は災害の場合に限定。
- こうしたケースについては、現行法上は誰にも課税できず、課税の公平性の観点から問題。

(参考) 現行法における使用者を所有者とみなして課税できる規定

地方税法(抄)

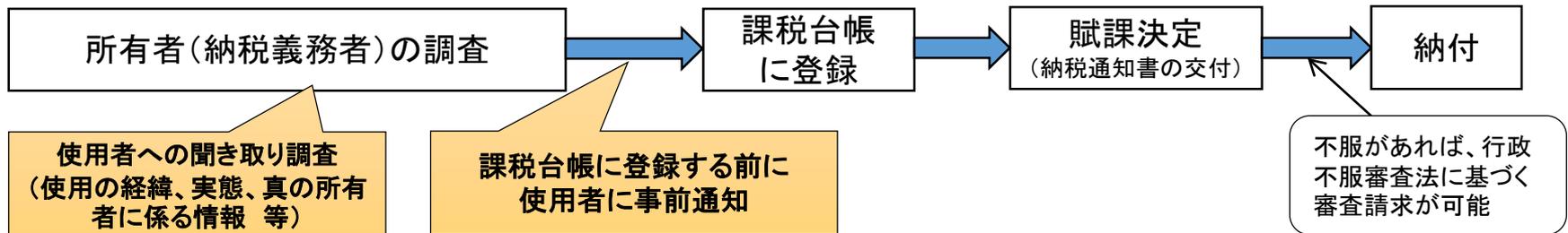
第343条

- 4 市町村は、固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由によつて不明である場合においては、その使用者を所有者とみなして、これを固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。

### 案

- 市町村は、調査(※)を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合には、使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができることとする。
- 使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録する場合には、その旨を事前に使用者に通知するものとする。

(※) 「調査」とは、住民基本台帳、戸籍簿等の公簿上の調査、使用者と思われる者やその他の関係者への質問等。

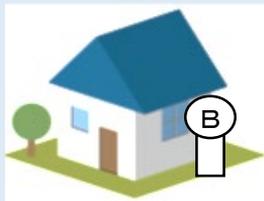


(注) 令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

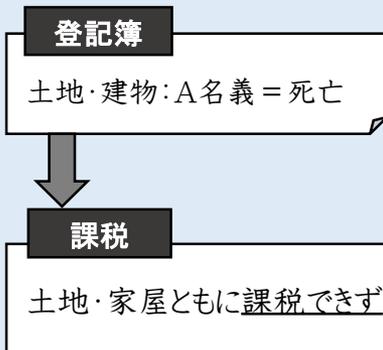
# 【参考】所有者が不存在・特定できないため課税できないケース(例)

(ケース1)

死亡した登記名義人から賃借していた者が居住を継続している

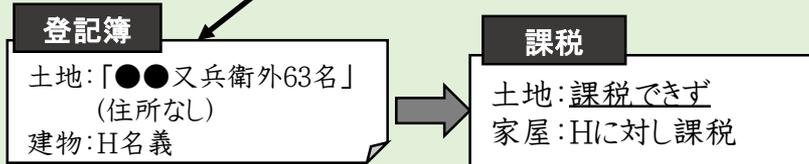


- ・生前Aから賃借していたBが居住(住民登録あり)
- ・現在は賃料を支払っていない
- ・Aの相続人は全員相続放棄



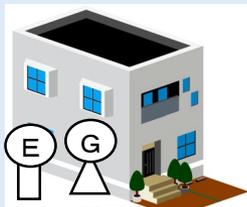
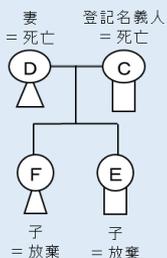
(ケース3)

登記が正常に記録されていない土地で店舗を営業している



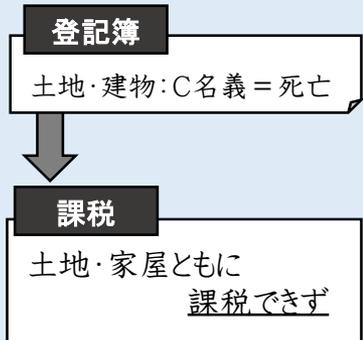
(ケース2)

相続放棄した者とその関係者が居住している



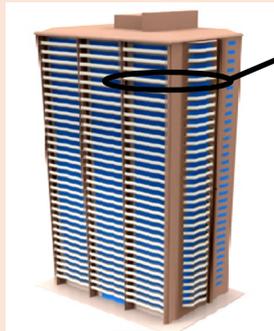
放棄したE及び  
第三者Gが居住

全員が  
相続放棄

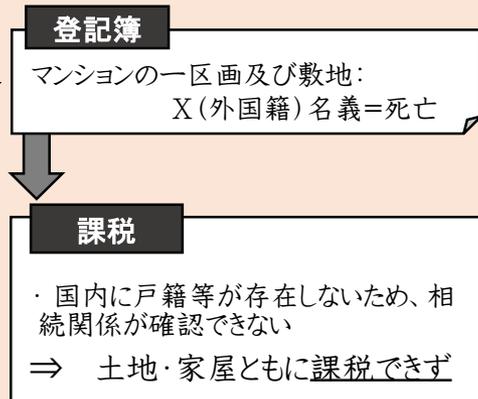


(ケース4)

外国籍の所有者が死亡し、相続人が特定できない



Xの弟が管理費  
を払い使用

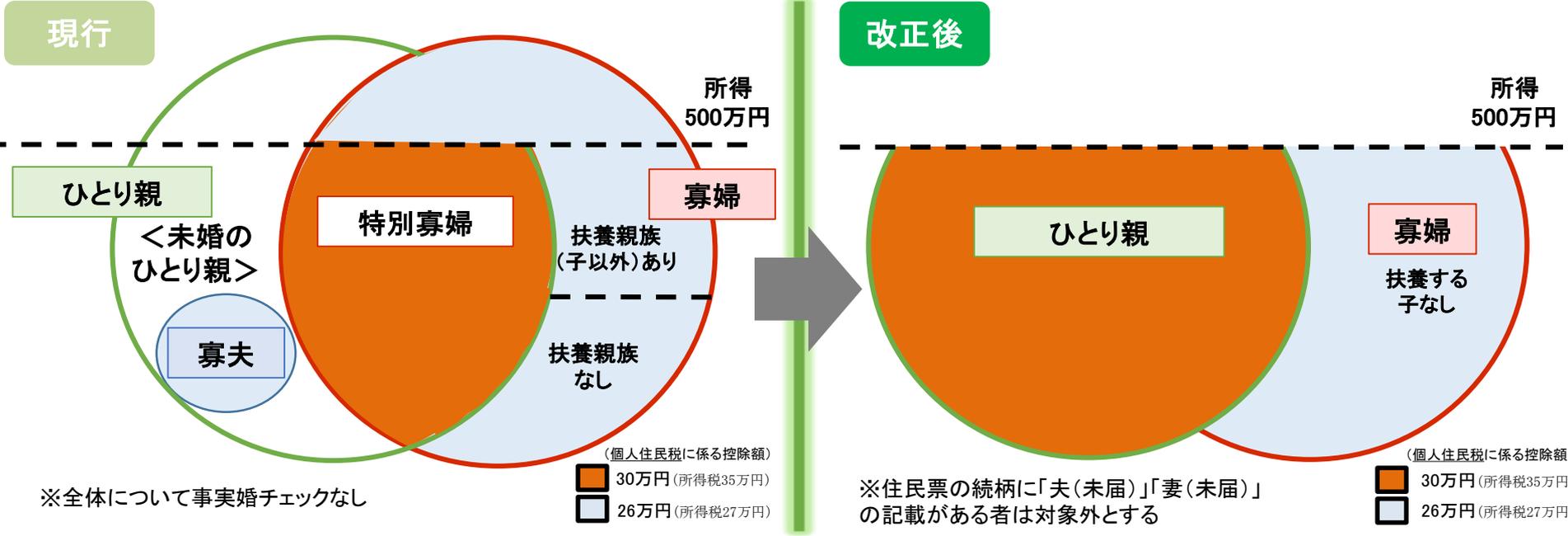


# 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直し等(案) (令和3年度分以後の個人住民税について適用)

全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するため、以下の改正を行う。

1. 婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子(前年の総所得金額等が48万円以下)を有する単身者について、同一の「ひとり親控除」(控除額30万円)を適用
2. 上記以外の寡婦については、引き続き控除額26万円を適用することとし、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても所得制限(500万円以下(年収678万円))を設定

※ 所得500万円(収入678万円)以下の子以外の扶養親族を持つ死別・離別の女性、扶養親族がない死別女性については現状のままとなる。  
 ※ ひとり親控除、寡婦控除のいずれについても、住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外とする。



上記に伴い、現行(令和元年度改正後)の寡婦、寡夫、単身児童扶養者(児童扶養手当を受給している18歳以下の児童の父又は母)に対する個人住民税の人的非課税措置を見直し(注)、ひとり親及び寡婦(ひとり親を除く)を対象とする。

※人的非課税措置の対象は前年の合計所得金額135万円以下の者

# (参考)改正前後の所得控除額

〔表中の数字は個人住民税に係る所得控除の額(万円)〕

## 現行

## 改正後

### 寡婦(寡夫)控除

本人が女性

配偶関係		死別		離別		
本人所得		～500万	500万～	～500万	500万～	
扶養親族	有	子	30	26	30	26
	子以外		26	26	26	26
	無	26	—	—	—	

本人が男性

配偶関係		死別		離別		
本人所得		～500万	500万～	～500万	500万～	
扶養親族	有	子	26	—	26	—
	子以外		—	—	—	—
	無	—	—	—	—	

配偶関係		死別		離別		未婚のひとり親	
本人所得		～500万	500万～	～500万	500万～	～500万円	
扶養親族	有	子	30	—	30	—	30
	子以外		26	—	26	—	—
	無	26	—	—	—	—	

寡婦控除

ひとり親控除

配偶関係		死別		離別		未婚のひとり親	
本人所得		～500万	500万～	～500万	500万～	～500万円	
扶養親族	有	子	30	—	30	—	30
	子以外		—	—	—	—	—
	無	—	—	—	—	—	

※合計所得金額500万円＝年収678万円

※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外とする

## 電気供給業に係る法人事業税の収入金額課税の見直し(案)

- 電気供給業については、2020年の送配電部門の法的分離、新規参入の状況とその見通し、行政サービスの受益に応じた負担の観点、地方財政や個々の地方公共団体の税収に与える影響等を考慮の上、これらの法人に対する課税方式の見直しを行う。

### 1. 見直しの対象

- 発電・小売電気事業に係る課税方式を見直し。

### 2. 課税方式・税率

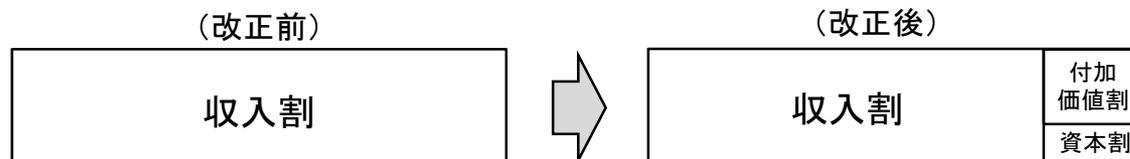
- 発電・小売電気事業全体の2割程度の見直しを行う。  
○ 税率は、以下のとおり(特別法人事業税分を含む。)

#### 【資本金1億円超の法人】

(改正前) 収入割1.3% → (改正後) 収入割1.05%、付加価値割0.37%、資本割0.15%

#### 【資本金1億円以下の法人等】

(改正前) 収入割1.3% → (改正後) 収入割1.05%、所得割1.85%



### 3. 適用期日等

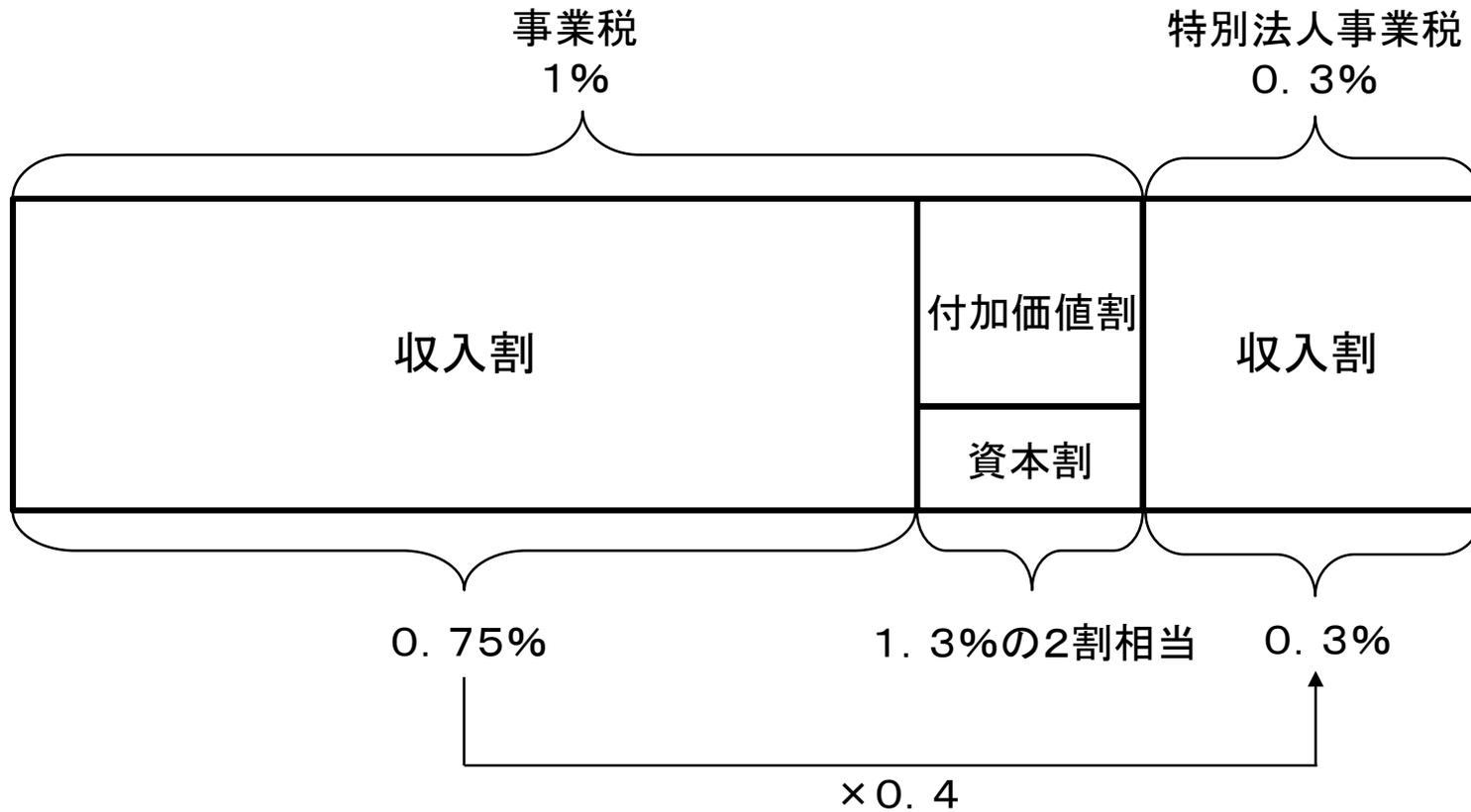
- 令和2年4月1日以後に開始する事業年度から適用。

※ 今回の見直しに伴い、特別法人事業税の規模を確保する観点から当該税率を見直し。

(改正前) 基準法人収入割額の30% → (改正後) 基準法人収入割額の40%

※ 「地方税法の施行に関する取扱いについて(道府県税関係)」(平成22年4月1日総税都第16号総務大臣通知)において、収入金額によって課税されている他の同種の事業者との公平性が確保されるよう趣旨を明確化。

(参考)法人事業税・特別法人事業税の税率イメージ



# 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の拡充等（案）

## 概要

- 内閣総理大臣が認定した地域再生計画に位置付けられた事業に対して企業が寄附を行った場合に、現行の寄附金の損金算入措置に加え、税額控除の措置が講じられている。

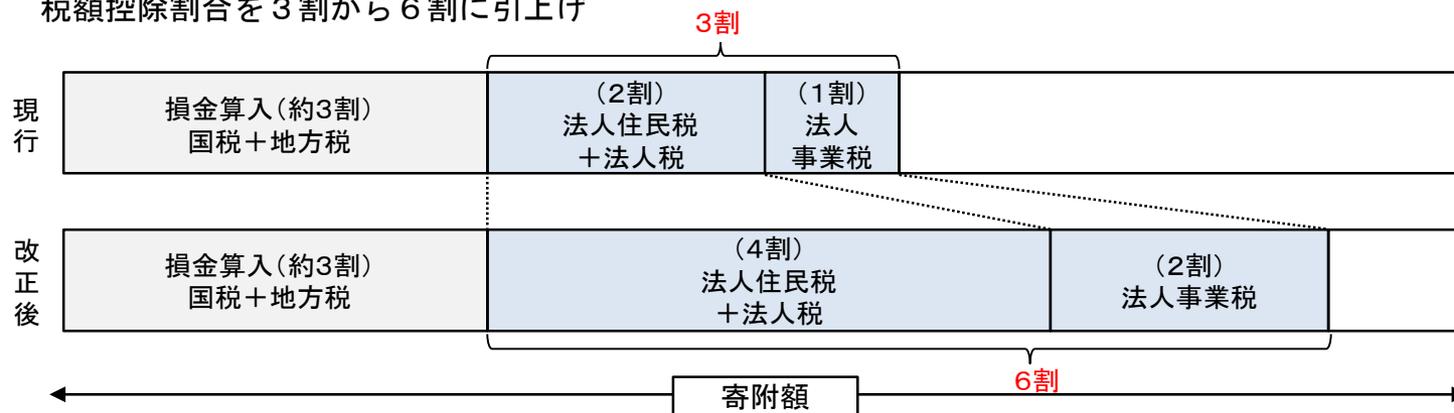
## 改正内容

### （1）適用期限の延長（5年間（令和6年度まで））

制度創設（平成28年度）時と同様に、次期総合戦略の期間（令和2年度～令和6年度）と合わせる。

### （2）拡充

税額控除割合を3割から6割に引上げ



### （3）手続の抜本的な簡素化等

- ・ 地域再生計画の認定手続の簡素化（個別事業を認定する方式から、包括的な認定とする方式に転換）
- ・ 併用可能な国の補助金・交付金の範囲を拡大
- ・ 寄附時期の制限の大幅な緩和（計画認定後に寄附を受領できるよう緩和）

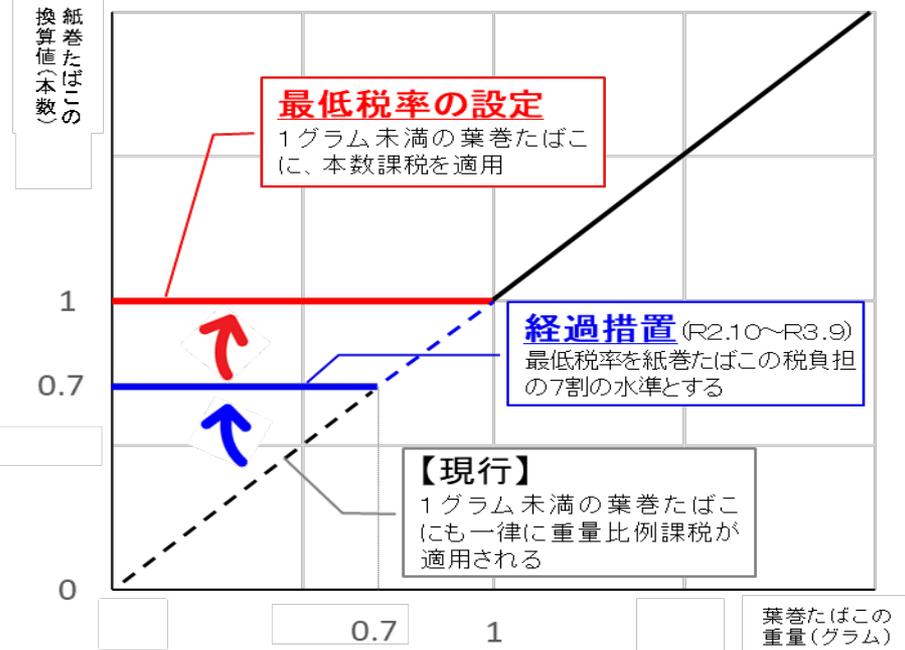
# 軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し(案)

○ 道府県たばこ税及び市町村たばこ税について、葉巻たばこに係る課税方式を下記のとおり見直す。

## 1. 課税方式の見直し

地方税法において、重量比例課税が適用されている1本当たり1グラム未満の軽量な葉巻たばこについて、最低税率を設定する(本数課税方式への見直し)。

区分		課税方式	現 行	見直し案
紙巻たばこ			本数課税	本数課税
葉巻たばこ	1グラム未満	重量比例課税	重量比例課税	<b>本数課税</b>
	1グラム以上			重量比例課税



## 2. 段階的見直し - 実施時期・経過措置 -

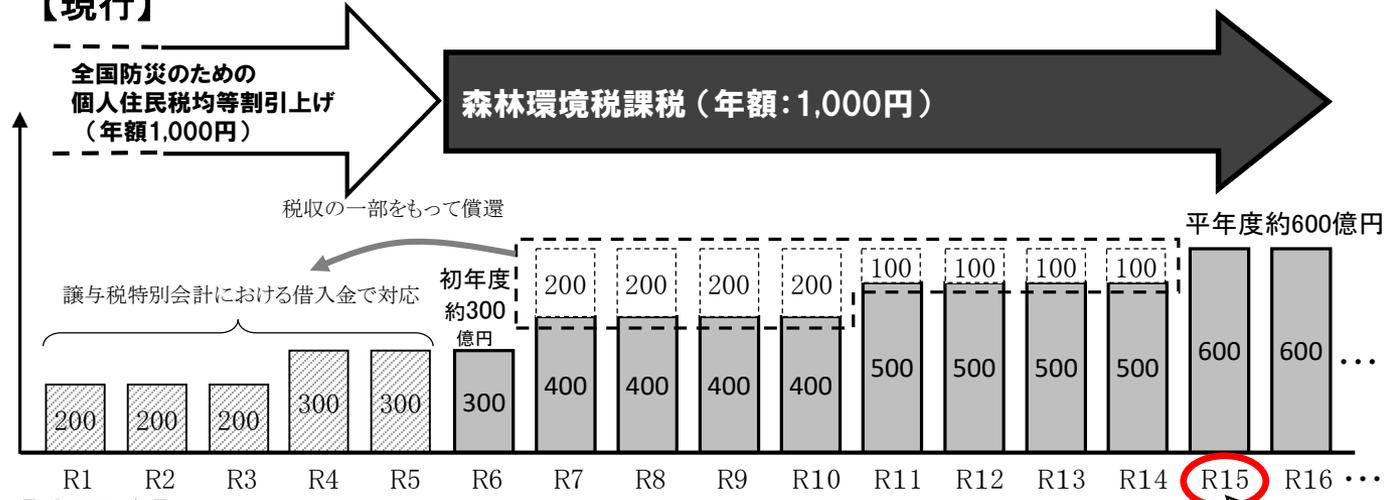
※ 令和2年10月から実施する。ただし、令和3年9月までの1年間について一定の経過措置を講じ、最低税率を段階的に引上げる。

※ 経過措置期間中は、「0.7グラム未満の葉巻たばこ」を「0.7本の紙巻たばこ」とみなして課税することにより、税負担の増加を緩和。

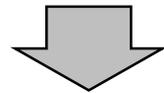
# 森林環境譲与税の増額（案）

- 令和元年台風15号において倒木による停電被害が拡大したことをはじめ、近年、森林の保水力が低下したことなどにより洪水氾濫、山腹崩壊、流木被害などの甚大な被害が発生しており、森林整備の促進が喫緊の課題
- このため、地方公共団体金融機構の金利変動準備金を2,300億円活用し、交付税特別会計における譲与税財源の借入れを行わないこととした上で、森林環境譲与税の譲与額を前倒しで増額することにより、森林整備などを一層推進

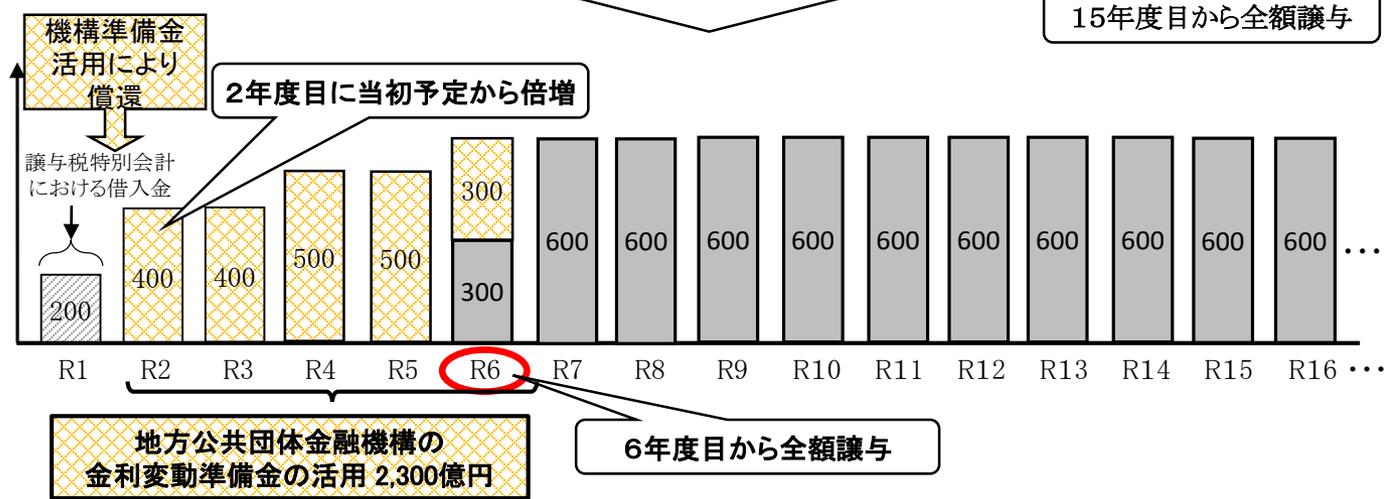
## 【現行】



## 【森林整備の推進】



## 【変更後】



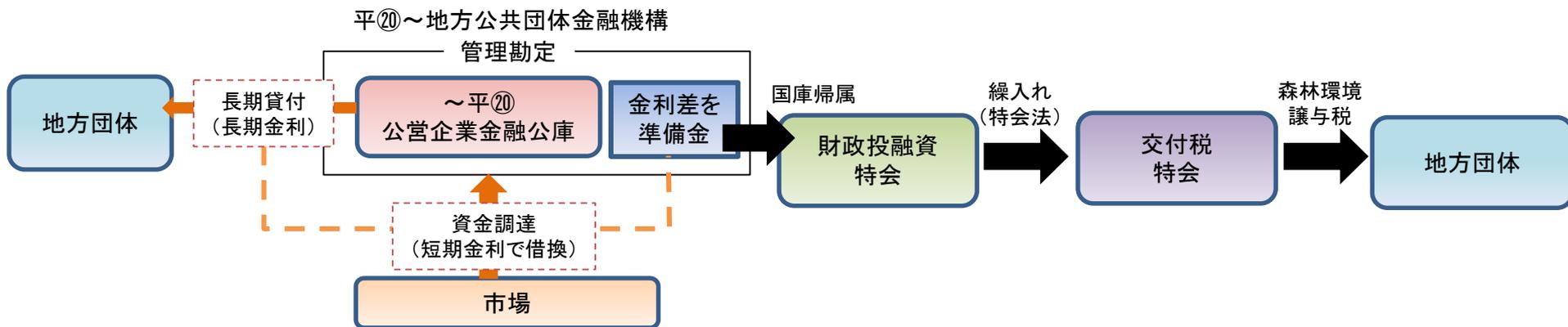
# (参考) 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金について

## 公庫債権金利変動準備金

○ 地方公共団体金融機構は、旧公営企業金融公庫から承継した資産・債務を管理する管理勘定において、金利変動リスクに備えて公庫債権金利変動準備金(注)を確保

(注) 機構は、資金調達を短期で、貸付を長期で実施。このため、今後の資金調達コストが上昇するリスクに備えて一定の準備金が必要。

○ 機構が公庫から承継した管理勘定の「業務を将来にわたり円滑に運営するために必要な額を上回る」準備金は、国に帰属させることが法定(機構法附則第14条)



### 【参考】地方公共団体金融機構法(平成十九年法律第六十四号)(抄)

#### 附則 第十三条

5 機構は、各事業年度において、附則第二十六条の規定による廃止前の公営企業金融公庫法第二十三条第一項及び第二項の規定により公庫が発行した公営企業債券の借換えによって収益が生じたときは、その収益の額を総務省令・財務省令で定める額に達するまで公庫債権金利変動準備金として積み立てなければならない。

第十四条 総務大臣及び財務大臣は、前条第六項の規定にかかわらず、機構の経営状況を踏まえ、機構の業務が円滑に遂行されていると認められる場合において、公庫債権金利変動準備金及び同条第八項の積立金の合計額が公庫債権管理業務を将来にわたり円滑に運営するために必要な額を上回ると認められるときは、当該上回ると認められる金額として総務省令・財務省令で定める金額を、政令で定めるところにより、国に帰属させるものとする。

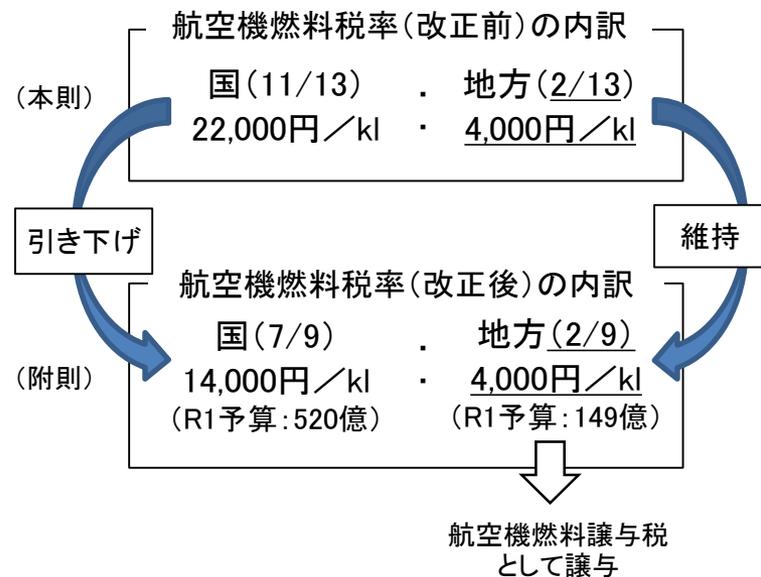
## 航空機燃料譲与税の譲与割合引上げの延長（案）

### 特例の概要（現行）

（航空機燃料譲与税法附則第2項）

- 平成23年度税制改正において、国内航空会社の国際競争力強化の観点から、航空機燃料税（国税）につき3年間の時限的な引下げ措置（26,000円/kℓ → 18,000円/kℓ）を講じるとともに、地方団体に減収が生じないように、航空機燃料譲与税の譲与割合について、同様に3年間の時限措置として引上げ（2/13 → 2/9）。

この適用期限について、平成26年度税制改正において3年間延長し、平成29年度税制改正においてさらに3年間延長。



（参考）航空機燃料譲与税

空港所在市町村（123団体）譲与額の4/5

空港所在都道府県（37団体）譲与額の1/5

（着陸料収入割1/2、騒音世帯割1/2で譲与）

### 改正案

- 航空機燃料譲与税は、航空機燃料税の収入額の2/13に相当する額とされていることから、航空機燃料税の税率の特例措置の延長に合わせ、譲与税総額が従前と同水準となるよう譲与割合の引き上げを2年間延長（令和2年度～3年度）する。

# ローカル5Gの設備に係る課税標準の特例措置（案）

## 特例の概要（創設）

- 電波法の規定によりローカル5G※1無線局に係る免許※2を受けた者が、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（仮称）の規定により認定を受けた特定高度情報通信技術活用システム導入計画（仮称）に基づき、一定の償却資産※3を新たに取得した場合について、固定資産税の課税標準を、最初の3年度分、価格に1/2を乗じた額とする。

※1 通信事業者以外の様々な主体（地域の企業等）が、自ら構築する5Gシステム

※2 地域課題の解決に資すると市町村長が同意の上で総務大臣が認めたものに限る

※3 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（仮称）の規定により主務大臣の確認を受けたもの等で、取得価額の合計額が3億円以下のものに限る

## 【ローカル5G活用例】



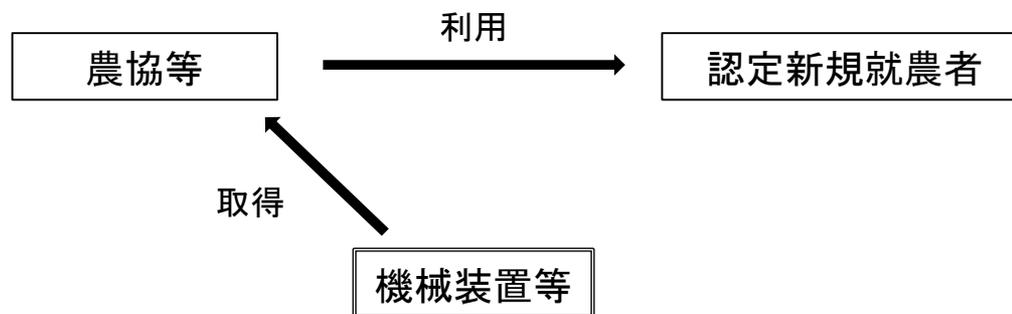
## 農業協同組合等が認定就農者に利用させるために取得した 償却資産に係る課税標準の特例措置（案）

### 特例の概要（創設）

- 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定に基づき、市町村により公表された人・農地プラン※<sup>1</sup>において、地域の中心となる経営体として位置づけられた認定就農者※<sup>2</sup>に利用させるため、農業協同組合等が取得した一定の機械及び装置、器具及び備品、構築物、建物附属設備について、固定資産税の課税標準を、最初の5年度分、価格に2／3を乗じた額とする。

※<sup>1</sup> 農業者の話合いに基づき、地域農業における中心経営体や地域における農業の将来の在り方などを明確化したもの

※<sup>2</sup> 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を市町村から受けた者



### 【機械装置等の例】



耕うん機



ビニールハウス



防風ネット

# 一体型滞在快適性等向上事業（仮称）の用に供する 固定資産に係る課税標準の特例措置（案）

## 特例の概要（創設）

○ 都市再生特別措置法の規定に基づき、市町村が作成する都市再生整備計画で定めた滞在快適性等向上区域（仮称）※<sup>1</sup>内の一体型滞在快適性等向上事業（仮称）※<sup>2</sup>によって整備される一定の固定資産について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を、最初の5年度分、価格に1/2を乗じた額とする。

①土地：公共空間の拡大を図るために公共施設等の用に供した土地

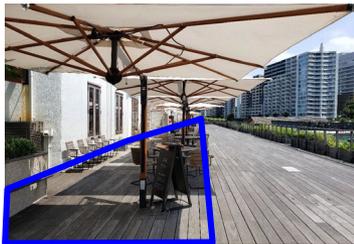
②償却資産：当該土地の上に設置した償却資産

③家屋：公共施設との一体性を高めまちの魅力向上に資するオープン化改修（ガラス張り等）後の家屋（不特定多数の者が自由に交流・滞在できるスペースに限る。）

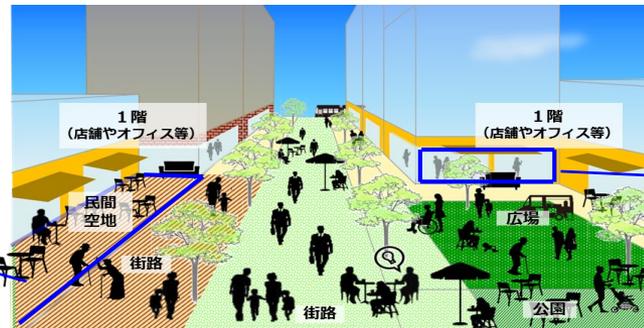
※1 「居心地が良く歩きたくなるまちなか」への転換を図るべき区域として市町村が定める区域

※2 土地所有者等が、市町村と一体的に公共施設等を整備又は管理する事業

### ①②ウッドデッキ等の整備



### イメージ図



### ③ガラス張り改修



## 浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置（案）

### 特例の概要（創設）

- 水防法上の浸水被害軽減地区の指定を受けた土地※の所有者に対し、当該土地に係る固定資産税及び都市計画法の課税標準を、最初の3年度分、価格に2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲内で市町村の条例で定める割合を乗じた額とする。

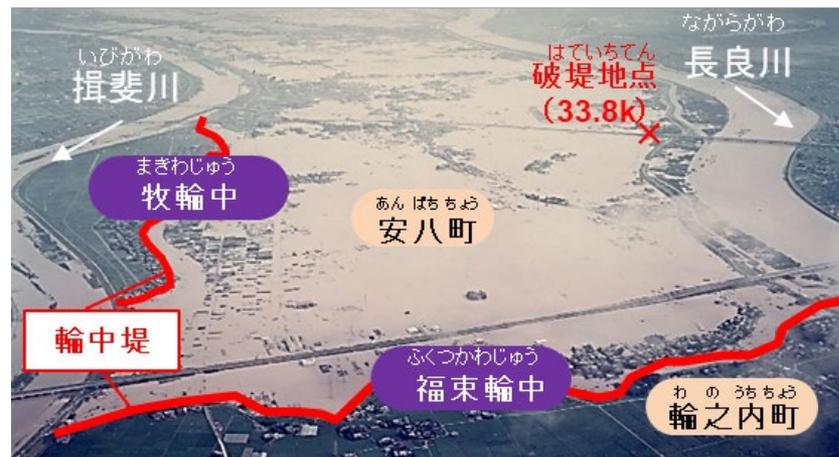
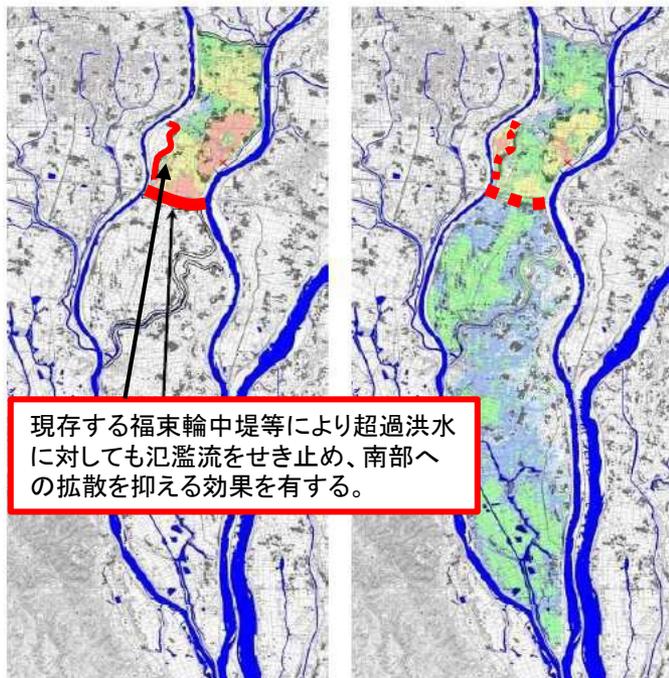
※ 浸水の拡大を抑制する効用があると認められる輪中堤や自然堤防等の盛土構造物

### 【浸水被害軽減地区による減災効果】

### 【輪中堤：昭和51年9月台風17号の際の様子】

<輪中堤がある場合>

<輪中堤がない場合>



## 新築住宅に係る税額の減額措置の適用期限の延長（案）

### 特例の概要（現行）

住宅の種別	軽減期間	軽減割合	対象床面積
① 一般の住宅（②以外）	3年度分	1 / 2	居住部分に係る床面積で、120㎡が限度（120㎡を超えるものは120㎡相当分まで）
② 3階建以上で耐火構造の住宅	5年度分		

※ 床面積要件 居住部分の床面積が50㎡（戸建以外の貸家住宅の場合は40㎡）以上280㎡以下

※ 居住割合要件 居住部分の床面積が当該家屋の床面積の1 / 2以上

### 改正の内容

適用期限を2年延長

## 新築の認定長期優良住宅に係る税額の減額措置等の適用期限の延長（案）

### 特例の概要（現行）

#### 【固定資産税】

住宅の種別	軽減期間	軽減割合	対象床面積
①一般の長期優良住宅（②以外）	5年度分	1 / 2	居住部分に係る床面積で、120㎡が限度（120㎡を超えるものは120㎡相当分まで）
②3階建以上で耐火構造の長期優良住宅	7年度分		

※ 床面積要件 居住部分の床面積が50㎡（戸建以外の貸家住宅の場合は40㎡）以上280㎡以下

※ 居住割合要件 居住部分の床面積が当該家屋の床面積の1 / 2以上

#### 【不動産取得税】

住宅の種別	軽減額
長期優良住宅	課税標準を価格から1,300万円（本則1,200万円）控除した額とする

※ 床面積要件 居住部分の床面積が50㎡（戸建以外の貸家住宅の場合は40㎡）以上240㎡以下

### 改正の内容

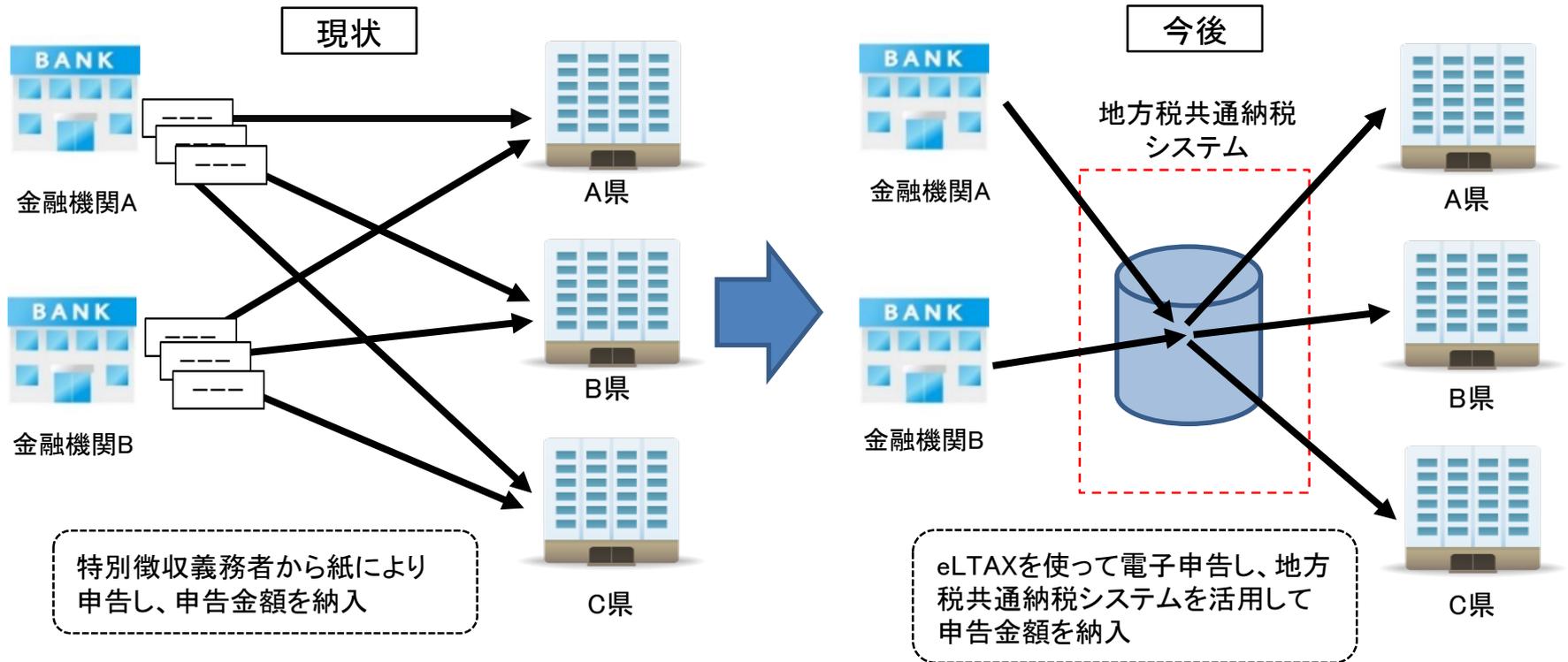
適用期限を2年延長

# 地方税共通納税システムの対象税目の拡大(案)

○ 地方税共通納税システムの対象税目について、新たに個人住民税の利子割・配当割・株式等譲渡所得割を対象とし、金融機関等の特別徴収義務者による申告・納入を電子化できるよう、所要の措置を講ずる。

※ 令和3年10月1日以後の申告及び納入について適用。

⇒ 現在、特別徴収義務者が紙により申告し、申告金額を納入している。一連の手続が電子化され、一度に複数団体に納入できれば、特別徴収義務者・地方公共団体の業務が大きく効率化・省力化。



全都道府県の申告件数(概数)(H30実績)

地方税共同機構調べ

利子割	配当割	株式等譲渡所得割
344,000	361,000	21,000

(2) 地方公共団体における業務プロセス・情報システムの標準化の推進(◎内閣官房、◎総務省、内閣府、文部科学省、厚生労働省、関係省庁)

地方公共団体における情報システム等の共同利用を推進するため、地方公共団体の業務プロセス・情報システムの標準化に取り組む。

具体的には、内閣府、総務省、文部科学省及び厚生労働省は、2020年度(令和2年度)に、部内の検討体制を整備の上、市町村が情報システムを構築している地域情報プラットフォーム標準仕様又は中間標準レイアウト仕様で示されている業務(…固定資産税、個人住民税、法人住民税及び軽自動車税(総務省)…)について、業務プロセス・情報システムの標準化に向け市町村の業務プロセスや情報システムのカスタマイズ状況等についての調査を行う。

上記の作業を踏まえ、行政サービスの利用者の利便性向上並びに行政運営の簡素化及び効率化に立ち返った業務改革(BPR)の徹底を前提に業務プロセス・情報システムの標準化を進める。特に地方税、介護保険、国民健康保険、障害者福祉及び就学業務については、速やかに地方公共団体の状況等を踏まえた課題を整理し、業務プロセス・情報システムの標準化により効果が見込める場合には、地方公共団体関係者や事業者等を含めた研究会を組織し標準仕様書を作成するなど、標準的なクラウドシステムへの移行に向けた技術的作業に着手する。

(略)

## ②地方税(総務省)

地方税に係る情報システムに関して、納税者からの電子納税を可能とする地方税共通納税システムについては、対象税目を地方法人二税等から更に拡大するため、2019年度(令和元年度)の課題整理に基づき、地方公共団体などとともに取組を進める。市町村の基幹税務システムについては、2020年(令和2年)夏以降住民記録システムの成果も反映し標準仕様書の作成を進める。(略)

## 地方税における基幹税務システムの標準化について

令和2年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等について（令和2年1月23日 自治税務局事務連絡）

「デジタル・ガバメント実行計画」（令和元年12月20日閣議決定）において、自治体クラウドの導入を一層進めることとされており、コストの削減やセキュリティレベルの向上、災害時における業務継続性の確保といった多くのメリットがあることを踏まえ、既に導入している地方団体の事例も参考としつつ、税務システムのクラウド化や共同化の推進について、積極的に取り組んでいただきたいこと。

地方団体の情報システムの標準化については、これまで各地方団体が独自に構築・発展させてきた結果、その発注・維持管理や制度改正対応などについて各地方団体が個別に対応しており、人的・財政的負担が生じていることから、総務省においては、順次、情報システムの標準仕様書の作成に取り組んでおり、令和2年度からは基幹税務システム（対象税目は法人住民税、個人住民税、軽自動車税、固定資産税及び収滞納管理）の標準仕様書の作成を進めることとしている。各地方団体においては、この取組にご協力いただくとともに、税務システムのクラウド化や共同化に取り組んでいただきたいこと。